

■ 漁業

従事する業務区分	漁業
	養殖業
従事できる関連業務	漁具・漁労機械の点検・換装、船体の補修・清掃、魚倉、漁具保管庫、番屋の清掃、出漁に係る炊事・賄い
	漁船への餌、氷、燃油、食材、日用品その他の操業・生活資材の仕込・積込み
	養殖用の機械・設備・器工具等の清掃・消毒・管理・保守
	鳥獣に対する駆除、追払、防護ネット・テグス張り等の養殖場における食害防止
	養殖水産動植物の餌となる水産動植物や養殖用稚魚の採捕その他付随的な漁業
雇用形態	直接雇用、派遣雇用
試験区分	2試験区分
技能試験	農業技能測定試験
日本語試験	日本語能力試験（N4以上）、又は、国際交流基金日本語基礎テスト
試験免除等となる技能実習職種	漁船漁業
	養殖業
人数制限	なし
管轄省庁	農林水産省
受入機関に対して特に課す条件	漁業特定技能協議会に参加し、必要な協力を行うこと
	農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	登録支援機関に支援を全部委託する場合、漁業分野に適合している登録支援機関に委託すること